

グリーン購入法に係る特定調達品目及びその判断の基準等の見直し(案)に対する意見の内訳

| 意見分類 | | 対応方針 | 件数 |
|-----------|---|---|----|
| 文具類 | | | 1 |
| 文具類 | ・再生プラスチックの定義について、「同一工程内」の解釈がまちまちであり、混乱している。エコマーク基準である「同一の工程(工場)内」とするか、JIS Q 14021プレコンシューマ材料にある「その発生と同一の工程で」のどちらかに集約すべきである。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。なお、「同一工程内」とは同一の工場内における工程を意味します。 | 1 |
| OA機器 | | | 3 |
| インクカートリッジ | ・判断の基準 「再使用・マテリアルリサイクル率の追記 について、エコマークインクカートリッジにて、回収後の使用済みインクカートリッジの再使用・マテリアルリサイクル率25%以上を要求しており、問題ないとする。 | - | 1 |
| トナーカートリッジ | ・トナーカートリッジの配慮事項 について「回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料としてあるいは部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。」と修正すべき。 | ご意見の趣旨を踏まえ、修正を行います。 なお、トナーカートリッジのプラスチックの大部分を占める筐体を再び材料として使用することが資源循環の観点から重要と考えられることから、原案では「回収したトナーカートリッジの筐体のプラスチックが、材料として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。」としたものです。 | 1 |
| | ・配慮事項の「回収したトナーカートリッジの筐体のプラスチックが、材料として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること」について、回収後のトナーカートリッジ筐体プラスチックのリサイクルを推進するのであれば、材料として再使用される製品はプリンタ本体でもよく、トナーカートリッジに限定する必要はないのではないか。 | | 1 |
| 家電製品 | | | 1 |
| テレビジョン受信機 | ・テレビの受信設備の分波器で廃棄するまでの経費・環境負荷の側面から優れた製品の使用を推奨する。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 照明 | | | 11 |
| 蛍光灯 | ・蛍光灯判断の基準 ウ・管径は32.5(±1.5)mmであることについて、32.5を38.0(国際規格)に変更すべき。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| LED照明器具 | ・LED照明器具の全光束測定方法については、「JIS C 8155:2010 一般照明用LEDモジュール—性能要求事項の附属書B(規定)「配光法による全光束測定」に準ずるものとする。」と修正すべき。 | ご意見のJIS C 8155:2010は、適用範囲として一般照明用モジュールを組み込んで一体化したLED照明器具は含まないこととなっているため、JIS C 8105-3:2006を測定方法として定めたものであり、原文のとおりとします。 なお、JIS規格の整備状況にあわせ、今後も適宜見直しを図るものとします。 | 1 |
| | ・LED照明について、LEDモジュール寿命は4万時間以上、発光効率60lm/W以上とすべき。 | 今般の見直しにおいて、固有エネルギー消費効率について判断の基準の強化を行っています。 なお、LED照明器具に係る判断の基準等については、引き続き検討を行う予定です。 | 1 |

| 意見分類 | | 対応方針 | 件数 |
|---------------|--|---|----------|
| | ・LED照明について、定電流回路や高周波対策、電磁波対策についての記述があるべき。 | LED照明器具に限らず、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項等については別途確保されることが当然です（本基本方針前文参照）。 なお、LED照明器具に係る判断の基準等については、引き続き検討を行う予定です。 | 1 |
| | ・LED照明について、直管蛍光灯形は、口金のJIS規格をクリアする重量の記述が必要。 | 本項はLED照明器具を対象としており、既存の蛍光灯照明器具に装着して使用できるLEDランプについては対象となっていません。 | 1 |
| | ・LED照明について40W形の場合、消費電力は25W以下を基準とすべき。 | 本項はLED照明器具を対象としており、既存の蛍光灯照明器具に装着して使用できるLEDランプについては対象となっていません。 | 1 |
| | ・LED照明器具について、G13口金と互換性のあるものは対象外としているが、業務用特殊工具等を使わないと器具とランプを分離できないような一体構造を有していれば対象とすべき。 | 従来の蛍光灯ランプと構造的に互換性があるLEDランプを装着できる照明器具は、ランプの分離が困難な場合であっても、誤装着による安全性の懸念、不具合等の可能性を否定できないことから、現段階においては対象外としています。 | 2 |
| | ・LED照明器具の備考5において、互換性のあるものは対象外としているが、それは、危険であるとの判断によるものか。 | | 1 |
| | ・判断のポイントが一体型か否かという点であると受け取れるが、蛍光灯と同様の形状であっても、LEDランプと器具が一体であれば対象外となるのか。 | | 1 |
| | ・LED電球は、蛍光灯型LEDランプを装着する場合と同様、照明器具が一体ではないが、何故対象となるのか。 | 電球形状のランプのうちのLEDランプは、照明器具ではなくランプが特定調達品目となっているものです。 | 1 |
| 自動車等 | | | 1 |
| 自動車 | ・クリーンディーゼル乗用車の性能が過小評価とならないよう、その判断基準についてはガソリン乗用車の現行基準である2010年燃費基準と横並びの基準であるディーゼル乗用車2005年燃費基準に変更すべき。 | 今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 防災備蓄用品 | | | 4 |
| ボトル飲料水 | ・アルミ製ボトル缶飲料水で賞味期限が10年以上という商品は、極めて商品・製造事業者が限定されており、公共が調達する品目として定めることは、公平な事業活動の妨げとなるため不適当と考える。 | ご意見の趣旨を踏まえ、今般の見直しは行わないこととします。 | 1 |
| | ・現在、市場で流通しているアルミ製ボトル缶飲料水で、賞味期限10年以上としている商品の、賞味期限に関する試験プロセスならびに10年を担保できるとした結果評価について情報開示が不可欠と考える。 | | 1 |
| | ・金属容器業界には10年保証品のアルミボトル缶は存在せず、現状は、極めて厳格な条件を付けて5年保証迄である。金属容器業界として5年以上の保証はしていないため見直し案には反対。 | | 1 |
| | ・ボトル製アルミ缶飲料水の判断の基準を「賞味期限が5年以上」に変更いただきたい。 | | 1 |

| 意見分類 | | 対応方針 | 件数 |
|--------------------|--|---|----|
| 公共工事 | | | 12 |
| 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 | ・原料は、「硬質ポリ塩化ビニル管」となっているが、該当する製品規格であるJIS K 9797等で、「硬質ポリ塩化ビニル管・継手類」と規定しているので、原料を、「硬質ポリ塩化ビニル管・継手類」として欲しい。 | ご意見の主旨を踏まえ、修正を行います。 | 1 |
| 路上表層再生工法 | ・混合して締め固めではなく、混合して表層材料を製造し敷き均し締め固めとすべき。 | 「混合して締め固め」という表現で、製造や敷き均しといった工程を含んでおりますので、原文で特に不都合はないと考えられ、原文のとおりとします。 | 2 |
| | ・路上表層再生工法という工法名ではなく、路上を除き表層再生工法の方が類似技術の幅が広範囲になり多方面での採用があると考え。 | 「路上」を省略すると、現位置及び当該現場付近で再生する工法ではないという誤解を招くため、原文のとおりとします。 | 1 |
| | ・原文のままでは、以前と同じでリミックス・リベープのみとなり、今回の再追加を出来るだけ幅広く類似技術に適用させる為に、現位置だけではなく当該現場付近も追加すべき。 | ご意見の主旨を踏まえ、修正を行います。 | 4 |
| | ・省資源と運搬時のCO ₂ 削減が利点であり、再追加することに意義はないが、工法名と判断基準が原文のままでは、類似技術があるのにあてはまらないため移動式の再生プラントも可とするべき。 | ご意見の主旨を踏まえ、修正を行います。 | 3 |
| | ・As廃材を現場内で再利用できる本工法では、運搬時に発生するCO ₂ を削減できる点が良い。移動式プラントで再生されるAs合材の品質も優れており、幅広く採用されることを期待する。 | - | 1 |
| 役務 | | | 4 |
| 印刷 | ・今回の修正案で情報用紙を追記しているが、印刷用紙と情報用紙を併記すると、印刷の際に適用すべき用紙の基準が不明瞭になるのではないか。 | 印刷物の用紙として印刷用紙・情報用紙のどちらを使用するかについては印刷物の数量・目的等で決まるものであり、用紙の種類は資材確認票により把握が可能なことから、判断の基準が不明瞭になることはないものと考えられます。 | 1 |
| | ・オフセット印刷の工程ごとの環境配慮措置は、印刷事業者でないと確認できないことから、表4のチェックリストを様式化し、資材確認票と併せ印刷事業者に提出を求めることとしてはどうか。 | 資材確認票及びチェックリストの様式はあくまで例示であるため、必要に応じて、調達者の判断により修正等を行っていただくこととなります。 | 1 |
| | ・冊子形状のものについては、表紙を除くとされているが、合紙についても除外の規定を明確にすべき。 | 冊子形状の印刷物の表紙については抄色紙等を使用する場合も多いことから、判断の基準を満たす製品の供給状況等を踏まえ、除外しているものです。一方、合紙については、調達者の判断により使用するものであり、表紙に比べ、使用する必要性は相対的に低いものと考えられます。特に国等の機関は、合紙を含め率先して判断の基準を満たす用紙を使用することが必要であることから、原文のとおりとします。 | 1 |
| | ・オフセット印刷に関連する印刷工程における環境配慮措置については、基準を設けることによって現場の発注業務に支障が生じると考えられる。 | 印刷については重点改善品目として有識者、業界団体等の関係者による分科会を設置し検討を行いました。印刷事業者のオフセット印刷工程における環境配慮については、日本印刷産業連合会が運用する「グリーンプリンティング認定制度」において、既に同様の基準が設定されており、印刷事業者における実施状況の調査を行った結果、判断の基準として設定可能であるとの結論に至りました。なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、業界団体と連携を図り、印刷事業者に対し、より一層の普及啓発に努めてまいります。 | 1 |

| 意見分類 | | 対応方針 | 件数 |
|---------|--|---------------------------------------|----|
| その他 | | | 8 |
| 前文 | ・前文に「バイオディーゼル燃料」「B5軽油」について追記すべき。 | 今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 紙類 | ・紙類の商品範囲が不明確であるため、商品の具体例を示して頂きたい。 | 今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 自動車（燃料） | ・自動車等に「バイオディーゼル燃料」「B5軽油」について追記すべき。 | 今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 屋上緑化 | ・公共工事「屋上緑化」の配慮事項に、「庁舎管理の役務「植栽管理」と「害虫防除」を配慮すること。」を追加すべき。さらに、備考に、「校庭等の芝生化や壁面緑化も、この項目に準ずること」を追加すべき。 | 今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 害虫防除 | ・役務に「木材防蟻・防虫・防腐」が新たに追加されなかったことは、遺憾である。今後も、庁舎管理の分科会等でさらに検討されたい。 | 今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| | ・役務「害虫防除」では、備考に、基準対象として「建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。」とあるが、「建築基準法」についても追記し、「木材等の害虫の防除」という文言を追加されたい。 | 今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 植栽管理 | ・役務「植栽管理」では、備考に、基準対象として「庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。」とあるが、「庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化、壁面緑化、校庭芝生化等の管理とする。」とされたい。 | 今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 清掃 | ・役務「清掃」の配慮事項に「清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等に香料など、香りを付与する物質を含まないこと。」を追加すべき。 | 今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 | 1 |
| 合計 | | | 45 |